

9月は動物愛護月間です

飼ったなら めんどろみよう 最後まで



飼い主の ルールとマナー

1 犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

生後3カ月以上の全ての犬に登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

新しく犬を飼い始めた場合や、飼い犬が狂犬病予防注射を実施した場合は、役場で登録や注射済票の発行の手続きをしてください。登録は生涯に1回です。狂犬病予防注射は毎年1回です。必ず実施してください。

2 犬はつないで飼育しましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。犬を放し飼いにすると、農作物を荒らしたり、他人の敷地に入っていたずらをしたり、最悪の場合には、咬傷事故の可能性もあります。散歩をする時も、リードにつながりて散歩するようにしましょう。

3 環境美化に努めましょう

また、茨城県では、秋田犬、土佐犬、紀州犬、ジャーマンシェパード、ドーベルマン、グレートデーン、セントバーナード、アメリカンピットブルテリアの8種類（このほか特に大型の犬も含む。）を「特定犬」に指定し、おりの中の飼育を義務付けています。

4 立派にしつけをして愛されるペットにしましょう

犬の放し飼いや鳴き声による騒音、排泄物による苦情といったペットによる苦情相談が後を絶ちません。これらの多くは、飼い主による飼育や管理、しつけによって改善することができます。飼い主の努力で、近所からも愛されるペットにしてあげましょう。

5 飼い主がわかるように
しましょう

迷子をなくすために、飼っているペットには名札や標識などを付けて、飼い主が誰であるかわかるようにしましょう。特に、犬には登録票や注射済票をつけましょう。

6 動物を飼うときは、責任を持って最後まで飼育しましょう

猫は屋内で飼いましよう。屋外は猫にとって危険がいっぱいです。また、糞尿やいたずらなどで近隣とのトラブルになることもあります。このような危険やトラブルを避けるために、猫は屋内で飼育しましょう。

◎愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、法律により2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられます

◎県や町では、野良猫の捕獲・駆除は実施していません

- お問い合わせ
- ・生活安全課 生活環境G ☎(84)3618 (直通)
- ・茨城県動物指導センター ☎0296(72)1200

お宝募集!
11月30日まで

開運 **なつても**
鑑定団 in 五霞

お菓子のオマケやおもちゃなど...
なんでもご応募ください!!

詳しくは

